

# 平成 30 年度米穀流通監視実績について

令和元年 8 月  
消費・安全局

農林水産省は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティー法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）第 7 条の 2 の規定（以下「食糧法遵守事項省令」という。）及び農産物検査法の平成 30 年度の監視結果について別添のとおり取りまとめました。

これらの法律の違反の事実に対しては、各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

## 【30 年度監視実績のポイント】

### 1. 米トレーサビリティー法

(1) 米トレーサビリティー法に基づき、米穀事業者（生産者、米穀販売事業者、食料品製造事業者、外食事業者等）に対して行った巡回調査における違反率は、生産者が 18%、次いで食料品製造事業者が 13%となっている。前年度との比較では、生産者の違反率は 21%から 18%に減少、食料品製造事業者の違反率は 6%から 13%と増加、外食事業者の違反率は 25%から 7%に減少している。

(2) 業態別の違反内容は以下のとおり。

- ① 生産者の違反内容は、取引等を行った際に名称、数量、年月日、取引相手の名称等の記録を作成しなかった、又は記録の一部について記載漏れしていた等、取引等の記録の作成に係る違反が 51%と最も多くなっている。
- ② 食料品製造事業者の違反内容は、店舗において米飯類を販売又は提供する際に、原料米について消費者へ誤った産地を伝達した、又は産地を伝達しなかった等、一般消費者に対する産地情報の伝達に係る違反が 40%と最も多くなっている。
- ③ 外食事業者の違反内容は、店舗において米飯類を販売又は提供する際に、原料米について消費者へ誤った産地を伝達した、又は産地を伝達しなかった等の一般消費者に対する産地情報の伝達に係る違反が 75%と最も多くなっている。

### 2. 食糧法遵守事項省令

(1) 食糧法に基づき、飼料用米等の用途限定米穀の生産者に対して行った巡回調査における違反率は 2%となっている。

(2) 主な違反内容は以下のとおり。

- ① 生産者の違反内容は、用途限定米穀を保管する際に、その用途が明らかとなるよう表示（票せんによる掲示）を行っていない等、保管時の措置に係る違反が 64%と最も多く、次いで、用途限定米穀として区分管理で生産し、その用途に全量出荷しなければならない米穀のふるい下米を用途を限定せずに出荷・販売し

てしまった等の用途外使用の禁止に係る違反が32%となっている。

- ② 飼料用米に係る違反の内容は、保管時の措置に係る違反が61%と最も多くなっている。

(ふるい下米とは、米の粒をそろえるため、ふるいにかけて調製した際に、ふるい下に落ちる米のことであり、いわゆるくず米のこと。)

### 3. 農産物検査法

(1) 農産物検査法に基づき、登録検査機関に対して行った巡回調査における違反率は15%となっている。

(2) 主な違反内容は以下のとおり

- ① 登録検査機関の違反内容は、農産物検査業務の実施方法、検査手数料に関する事項等を内容とする業務規程に従って農産物検査を行っていないものが52%と最も多くなっている。
- ② 業務規程に係る違反の内容は、包装、量目等の誤記載、不必要な銘柄名の記載等、農産物検査の請求者への検査結果通知書の記載内容が不適切なものが36%と最も多く、次いで、検査請求の内容を十分に確認せずに検査を実施したものが28%となっている。

注：本文中の経年変化傾向については、ランダムな変動要因（偶然や誤差）だけでは説明しにくい有意な変化傾向があるかどうかについて信頼度水準95%で統計的検定を行った結果に基づいて記載している。

表1

米トレーサビリティ法業態別違反の状況

	業態別違反率				違反の内容																													
	生産者	米穀販売事業者	食料品製造事業者	外食事業者	生産者								米穀販売事業者								食料品製造事業者								外食事業者					
					計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達						
平成29年度	21%	5%	6%	25%	100%	30%	7%	4%	0%	59%	100%	54%	31%	14%	-	0%	100%	47%	44%	4%	5%	-	100%	48%	15%	22%	4%	11%	100%	23%	0%	1%	0%	75%
平成30年度	18%	6%	13%	7%	100%	38%	13%	10%	0%	38%	100%	51%	27%	19%	-	3%	100%	56%	24%	18%	1%	1%	100%	30%	15%	14%	1%	40%	100%	24%	-	1%	-	75%

表2-1

## 食糧法業態別違反の状況

	生産者の違反率	違反の内容																			
		生産者				食料品製造事業者				中間流通業者				畜産事業者							
		計	用途限定米穀の用途外使用等 の禁止（省令第2条）	用途限定米穀の保管時に講ず べき措置（省令第3条）	用途限定米穀の販売時に講ず べき措置（省令第4条）	計	用途限定米穀の用途外使用等 の禁止（省令第2条）	用途限定米穀の保管時に講ず べき措置（省令第3条）	用途限定米穀の販売時に講ず べき措置（省令第4条）	計	用途限定米穀の用途外使用等 の禁止（省令第2条）	用途限定米穀の保管時に講ず べき措置（省令第3条）	用途限定米穀の販売時に講ず べき措置（省令第4条）	計	用途限定米穀の用途外使用等 の禁止（省令第2条）	用途限定米穀の保管時に講ず べき措置（省令第3条）	用途限定米穀の販売時に講ず べき措置（省令第4条）	計	用途限定米穀の用途外使用等 の禁止（省令第2条）	用途限定米穀の保管時に講ず べき措置（省令第3条）	用途限定米穀の販売時に講ず べき措置（省令第4条）
平成29年度	3%	100%	28%	54%	18%	100%	26%	56%	18%	100%	67%	-	33%	100%	-	100%	-	-	-	-	-
平成30年度	2%	100%	27%	54%	19%	100%	32%	64%	5%	100%	-	-	100%	100%	-	-	100%	-	-	-	-

※ 生産者の違反率は、生産者に対する巡回調査を端緒として違反が確認された割合

※ 省令とは、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）のこと

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

↳

表2-2

## 対象米穀別違反の内容

年度	対象米穀	違反区分				
		計	用途外使用 の禁止	保管時の 措置	販売時の 用途表示	その他 （販売先との 契約書等）
平成29年度	飼料用米	100%	24%	61%	12%	3%
	加工用米	100%	67%	33%	-	-
	その他	100%	50%	-	25%	25%
	計	100%	30%	53%	13%	5%
平成30年度	飼料用米	100%	30%	61%	9%	-
	加工用米	100%	-	-	-	100%
	その他	100%	-	-	-	100%
	計	100%	27%	54%	8%	12%

※ その他は、米粉用米、備蓄米、輸出用米、MA米

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表3-1

農産物検査法業態別違反の状況

登録検査機関の違反率	違反の内容																																											
	登録検査機関											生産者								中間流通業者																								
	計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明(法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第14条)	検査機関の区域外検査 (法第14条)	検査証明の未抹消使用 (法第13条)	検査機関の区域外検査 (法第14条)																																					
平成29年度	8%	100%	10%	17%	17%	1%	-	-	3%	5%	41%	7%	100%	-	23%	-	1%	-	-	4%	7%	57%	8%	100%	58%	-	42%	-	-	-	-	-	-	100%	18%	-	76%	-	-	-	-	-	-	6%
平成30年度	15%	100%	5%	5%	9%	2%	-	4%	13%	16%	45%	-	100%	2%	6%	-	2%	-	4%	15%	19%	52%	-	100%	100%	-	-	-	-	-	-	-	100%	17%	-	83%	-	-	-	-	-	-		

※ 登録検査機関の違反率は、登録検査機関に対する巡回調査の結果、疑義(違反)の割合  
 ※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表3-2

農産物検査法業務規程違反の内容

年度	業務規程違反件数合計														検査手数料の誤徴収	検査員認印を業務規程に定めのない書類に押印	農産物検査結果の非通知	未開催 農産物検査員の研修会の	倉庫管理簿の未作成	内部監査の未実施
	検査請求の内容を十分に 確認せずに検査を実施	検査結果通知書の記載内容が不適切(合計)																		
		記載、 量目等の誤	記載 不必要な 銘柄名の	検査場所 名の未記 入、誤記	農産物の 種類名の 未記入、 誤記載	業務規程 で定め ない様式 を使用	検査年月 日の誤記	検査数量 の誤記載	産年の 誤記載	等級の 誤記載										
平成29年度	100%	14%	71%	30%	27%	14%	27%	3%	-	-	-	-	7%	7%	-	-	-	-		
平成30年度	100%	28%	36%	11%	11%	11%	-	22%	11%	11%	11%	11%	4%	8%	4%	4%	8%	8%		

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。  
 ※ 検査結果通知書の記載内容が不適切の詳細については、重複している場合があり、合計とは一致しない

# 食品表示監視協議会の運営について

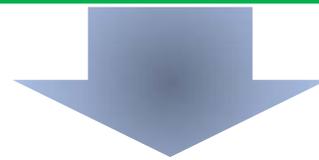
## 食品表示連絡会議(国レベル)

### 構成機関

- ・消費者庁
- ・警察庁
- ・国税庁
- ・農林水産省
- ・厚生労働省

### 関連法令

- ・食品表示法
- ・不正競争防止法
- ・景品表示法
- ・健康増進法
- ・米トレーサビリティ法
- ・JAS法



## 食品表示監視協議会(地方レベル)

### 全国7ブロック

#### 構成機関

- 公取委地方事務所
- 管区警察局
- 国税局
- 地方厚生局
- 地方農政局
- (消費者庁) ほか

### 47都道府県

#### 構成機関

- 警察本部
- 景表法担当部局
- 食品表示法担当部局  
(都道府県庁、保健所)
- 消費生活センター
- 農政局等 ほか

### 監視協議会の役割

- ・食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・食品表示関係法令に関する研修会の実施